

<杉並区>

特別養護老人ホーム入所申込みのしおり

(杉並区内・区外協力介護老人福祉施設)

* 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは

身体が不自由なため寝たきり状態の方、認知症がある方等に、日常生活に必要な身の回りの介護・機能訓練・療養上の世話などのサービスを提供する施設です。

* この申込書で入所申込みができる方

介護保険の要介護3から5と認定され、常時介護が必要だが、在宅で介護を受けることが困難な方

* 介護保険制度の見直しにより、平成27年4月1日以降入所できる方は、原則要介護3以上になります。要介護1・2の方については、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる方のみの受付とします。

* 申込書の提出先

杉並区内・区外協力の特別養護老人ホームの窓口にご提出ください。

(区役所、ケア24では受け付けできません)

・複数の施設を希望される場合でも、申込書はどちらか1箇所の特別養護老人ホームにご提出していただければ結構です。

* 申込みの方法

・ご本人またはご家族が、「入所申込書」「入所申込者状況票」に必要事項を記入の上、「介護保険被保険者証のコピー」を添付し、直接特別養護老人ホームにお申込みください。

要介護1・2の方で申込み場合は、別紙「特養以外での生活が困難な理由記入書（要介護1・2）」を本人の状況を把握している方（例：ケアマネジャー、ヘルパー、医療関係者、民生委員、地域包括支援センター（ケア24）職員等）に記入いただき、お申込みください。

・別紙の「杉並区特別養護老人ホーム一覧」及び「徘徊・医療処置が必要な方の受入れ状況」を参考に入所希望施設をお選びください。（複数施設の申込み可）

・入所申込み後に、ご本人や介護する方の状況が変わった場合、また、入所希望施設の変更、追加などをご希望の場合は、再度申込書を提出してください。

希望施設を変更する場合は、希望する施設のすべてに○をしてください。

* 有効期限

この申込書は、提出から2年間に限り有効です。

引き続き入所を希望される方は、期限が到来する前に、再度お申込み下さい。

有効期限を過ぎて申込書の提出がない場合、入所希望者名簿から「削除」となります。

* 特別養護老人ホーム（特養）の種類について

- ・ 従来型特養・・・ひとつの建物の中に個室、2人部屋、4人部屋など多種類の部屋のタイプがあります。
- ・ 個室ユニット型特養・・・全室個室で8人から10人程度の少人数を1ユニットとして介護の環境としています。

※ 生活保護を受給している場合（社会福祉法人等利用者負担の軽減制度）

個室ユニット型特養を希望する場合、居住費について事前にケースワーカーに相談してください。（この制度を利用できる施設は限られています。）

* 第一次評価について

- ・ 区では各施設から委託を受けて、入所の優先度（緊急度）の第一次評価を行っています。
- ・ 第一次評価の基準は別紙の「第一次評価指標」を基にしています。
- ・ 入所の優先度を A、B、C の三段階に区分して入所希望者に郵送でお知らせします。
 - 優先度 A・・・優先度が高い
 - 優先度 B・・・優先度が中程度
 - 優先度 C・・・優先度が低い

施設は第二次評価をして基本的には優先度 A の方の中から入所者を決定します。
（申込み順ではありません）

* 区外協力外の特別養護老人ホームについて

この申込書で申込みできるのは杉並区内・区外協力の特別養護老人ホームのみですが、市部（たとえば八王子市、青梅市など）には独自に申込みできる特別養護老人ホームがあります。区外協力外施設の情報は、東京都のホームページ「東京都福祉保健局」または「とうきょう福祉ナビゲーション」で、特別養護老人ホームの一覧を提供していますので参考にしてください。

「東京都福祉保健局」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

「とうきょう福祉ナビゲーション」

<http://www.fukunavi.or.jp>

* 次の場合にはこの申込書での申込みの資格がなくなります。

- ・ 要介護認定が要支援 1・2、要介護 1・2 または非該当になった場合。
（要介護 1・2 で特例入所該当者を除く）
- ・ 要介護認定の有効期間が過ぎても更新の手続きをしなかった場合。
- ・ 施設から入所の意思確認があったにもかかわらず辞退した場合。
- ・ 杉並区を転出した場合。（転出後も希望する場合、改めて申込みの必要があります）
- ・ 要介護認定が要介護 1・2 で理由記入書の提出がない場合。

*** 自己負担について**（例：要介護5の場合）

特別養護老人ホームに入所した場合の自己負担

施設サービス費の1割または2割 + **食費** + **居住費** + **日常生活費（理美容代など）**

利用料（施設サービス費の1割または2割＋食費＋居住費）のめやす（月額）

タイプ		多床室（4人部屋）	従来型の個室	ユニット型個室
利用料	1割負担	約83,000円～ 約108,000円	約107,000円～ 約133,000円	約122,000円～ 約136,000円
	2割負担	約110,000円～ 約135,000円	約133,000円～ 約159,000円	約151,000円～ 約161,000円

* 上記の利用料はめやすです。この他に、日常生活費が、おおむね1万円から2万円程度が別途必要になります。要介護度や施設の設備などの違いにより、金額に幅があります。

* 詳しくは各施設に直接おたずねください。

居住費・食費の介護保険負担限度額の認定を受けた場合の利用料のめやす（月額）

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額（負担限度額）以上は保険給付されます。日常生活費が別途必要です。

* 第1、2、3段階の利用料の適用を受けるためには、入所までに介護保険課給付係で「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

タイプ	多床室（4人部屋）	従来型の個室	ユニット型個室
第1段階の利用料	約36,000円～ 約40,000円	約45,000円～ 約50,000円	約60,000円～ 約64,000円
第2段階の利用料	約50,000円～ 約54,000円	約51,000円～ 約56,000円	約63,000円～ 約66,000円
第3段階の利用料	約57,000円～ 約62,000円	約71,000円～ 約75,000円	約86,000円～ 約89,000円

申込みから入所までの流れ

申込み 各施設(複数施設の申込み可)

提出物

- * 入所希望者全員
- * 要介護1・2の方
- * 家族・介護者で該当する場合
- ・ 入所申込書
- ・ 入所申込者状況票
- ・ 介護保険被保険者証のコピー
- ・ 特養以外での生活が困難な理由記入書
- ・ 介護保険被保険者証、各種手帳、医療受給者証のコピー

施設から区へ送付

杉並区

区が第一次評価

優先度が高い A

優先度が中程度 B

優先度が低い C

入所優先者名簿
入所申込書・申込者状況票等

申込者へ結果通知
※申込み月の翌月中旬送付

各施設

希望している区内施設・区外協力施設

施設の評価基準で
第二次評価をする

入所検討委員会
入所対象者を第二次評
価結果等により検討す
る。

入所の打診

- 各施設長は、男女別構成、施設の特性等を勘案し入所者を決定します。
- 事前調査と面接のご案内は、直接施設から申込者に連絡します。
 - 入所の決定は、直接施設から連絡します。

入 所

(問合せ先)

杉並区高齢者在宅支援課 施設入所係

電話 03-3312-2111 (内線 3253・3254)

ファクス 03-5307-0687